

松江地方裁判所委員会（第15回）議事概要

第1 開催日時

平成21年7月9日（木）午後1時30分～午後4時00分

第2 開催場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 石原さとみ，岡村英昭，岸田和俊，葛谷茂，谷口幸博，
永瀬裕，花田英治，前田幸二，三島敏功，吉井隆平，渡
部浪子（敬称略，五十音順）

（事務担当者） 小林地裁事務局長，浅野民事首席書記官，竹下刑事首席
書記官，埜田総務課長，細木総務課庶務係長

第4 議事

1 松江地方裁判所長あいさつ

2 新任委員（谷口委員，葛谷委員）自己紹介

3 委員長選任

岩田委員長の退任に伴い，後任の委員長として谷口委員が選任された。

4 裁判員選任手続に関するDVD視聴

5 施設見学

裁判員裁判用法廷，個別質問手続室及び評議室等の見学

6 意見交換

テーマ「裁判員制度について（今後，市民の十分な協力を得て裁判員制度が
適正・円滑に運営され，定着していくためには何が必要か。）」

意見交換の概要は別紙1のとおり

7 地裁委員会委員を経験しての感想

松江地方裁判所委員会委員の任期を終えるにあたって，任期が満了する委員
から感想が述べられた。

別紙 2 のとおり

別紙 1 (アルファベットは委員 , は事務担当者)

- A 早速ですが、委員の職場や地域で裁判員裁判に参加するという点について、どのような声が聞かれていますでしょうか。
- B 正直なところ、できるだけ関わりたくないという声が多いですが、中には是非参加したいという者もいます。
- A なぜ多くの方は、参加に消極的なのでしょうか。
- B 参加したくないと言っている者に聞いてみると、自分には難しいことを判断する能力はないとか、もしかしたら自分の意見で間違った判決が出てしまうのではないかと思うと気が重いという意見が多かったです。
- A その外の委員はいかがでしょうか。
- C 職場で、裁判員制度のことについて意見を聞いたことはありませんが、私としては司法当局だけで判断するより、私ら素人が入った方が、より公正な判断になると思っています。
- ただ、家族は、できれば裁判員にはなりたくないと言っていました。
- D 昨年、私どもの公民館で裁判員制度の説明会を開いていただいたことで、多くの住民に裁判員制度のことを理解していただけたと思いますが、一方で、まだ裁判員裁判ということに対して、ピンときていない方も多いのではないのでしょうか。また、70歳以上の高齢者の方は裁判員になることを辞退できるということが分かってきて、自分達は関係ないと考えている人も多いのではないかと感じています。
- E 私の職場でも裁判員裁判のことが話題になったことはありません。
- なお、家族は、裁判は難しそうなので、できれば関わりたくないと言っていました。
- F 教員だと、裁判員をやりたいという者はかなりいます。しかし、授業のカリキュラムのことを考えると、なかなか難しいのではないかというのが実感です。また、教員となると直接の関係者ではないものの、事件の関係者とこれまで何らか

の関わりがあったということも想定されるのではないかと感じています。

A 御意見ありがとうございます。本日のテーマは「今後、市民の十分な協力を得て裁判員制度が適正・円滑に運営され、定着するためには何が必要か。」ということになっておりますが、市民の方に協力を得ていくためには、こうした方がいいのではないかとこの観点からの御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

G 私は、一人で事務所をやっているのですが、3日間であれば、何とか参加できると思います。会社員は、会社の規模によって様々なのではないかと思えます。私に関わらせていただいている企業の中には、ぎりぎりの人数でやりくりしているところもあり、通知が来たときにやってみたいという方がどれほどいらっしゃるのかということを感じています。

A そのような方は、3日間、仕事から離れるのは難しいという印象でしょうか。

G そういう状況だと思います。

D 裁判員制度については、裁判所において、ずいぶん広報されたので、多くの方が、何らかの事は知っておられるのではないかと考えています。今後は、実際に裁判員裁判が行われたときに裁判員経験者の感想や、コメントを報道してもらい、併せて、アンケートをとるなどして、結果を公表していかれば良いのではないかと考えています。

A 裁判所としては、全員が積極的とまでではないにしても、裁判員候補者となり呼出状が届けば、多くの方は裁判所に来ていただけるのではないかと考えています。特に島根県民はまじめな方が多いので、呼出状が届けば、お越しいただけるのではないかと期待していますが、その辺りについては、どのように感じておられるでしょうか。

F 裁判員等の選任については、裁判員が6人と補充裁判員が数人選任されるということですが、呼び出した数に対して、外れた人の数の比率が高くなるのではないのでしょうか。島根県民はまじめな方が多く、来られる人数はほぼ確定できると

思うので、呼び出す人数をなるべく少なくして、何とか負担を少なくしてもらえればと思います。

調査票の回答状況の結果を報告

松江地裁管内では1200人に名簿記載通知及び調査票が送付されましたが、そのうち、三百数十人の方から、70歳以上であるとか、重い病気・ケガ、寝たきりであるなどの定型的辞退事由に該当することを理由に辞退の申出がありました。そのほか、法律上裁判員になれない方からの申出などがありますので、松江地裁の裁判員候補者名簿の残としては800人強という数字になります。

よって、具体的な事件では、800人強の方を対象に裁判所にお越しいただくよう、御案内することになりますが、確実にお越しいただけるかどうかを予測するのは難しい上、調査票回答後、あるいは呼出状を送付した後の事情による辞退も想定して呼び出さなければなりません。

A 呼び出した人のうち、実際に何人の方に来てもらえるのかということ予測することは非常に難しいというのが現状です。手続を円滑に運営していくためには、候補者の方に実際に裁判所に来てもらえないと困るので、ある程度は余裕をみないと難しいのではないかと感じています。

F 例えば、呼び出すときに、予備調査のようなものが可能であればと思うのですが、いかがでしょうか。

裁判員の選任については、法律上、3段階の絞り込みをかけることになっています。まず第1段階では、裁判員候補者名簿に記載された旨の通知をする際に裁判員になれない事情などをお尋ねする「調査票」を送付し、第2段階では、裁判員裁判対象事件の期日が決まった後、裁判員を選任するために裁判所に来ていただくお知らせ（呼出状）を送付させていただく際に、辞退事由の有無及び辞退を希望するか否かをお尋ねする「質問票」を同封送付し、第3段階では、実際に選任手続期日に来ていただいて、その事件について特別な身分関係等があるかといったことなどをお尋ねする「当日用質問票」を記載していただいた上で、質問手

続を経ていただくことにより、絞り込みをかけることとなります。

D 午前10時に集まって、午前中に裁判員が選任されるとなると、約2時間で全部の手続が終了することになりますが、実際に2時間で手続が終了するのかという疑問があります。このことについてはどうでしょうか。

H 先ほど、事務担当者から話があったように、法律上、3段階で候補者が絞り込まれることになっています。まず、年間を通して辞退が認められた方は、除かれます。また、質問票で、事前に辞退を申し出ていただいた場合にも理由があれば、除かれます。辞退事由があり、かつ辞退を希望する方の多くは、当日の質問手続を経ずに、除かれていることとなります。選任手続期日の当日は、事前に出てきている状況と当日の質問票との関係で個別質問になる可能性はありますが、その他の方は、一度の機会に質問し、終わらせたいと考えています。また、個別質問で聞く内容についても、プライバシーの関係もありますので、できるだけ簡単な内容にすることを考えています。

よって、個別質問にかかる時間はあまりかからないことが期待でき、トータルで2時間くらいで大丈夫ではないかと考えています。もちろん制度を運用していくなかで修正する必要がある場合には、随時、対応していく予定です。

A こういうことをやれば市民の協力を得やすいのではないかという観点からの御意見はありますでしょうか。

I 裁判員制度は、市民にとって初めてのことであり、不安を抱えている人もたくさんいると思われるので、不安をどう解消するかということについて考えてみると、実際に裁判員裁判に参加した市民の感想や意見を共有することによって、ある程度の不安は解消できるのではないかと考えています。しかし、その一方で守秘義務の問題もあり、どこまでしゃべっていいのか、その線引きが分かりにくく、そのことが市民の不安になっているということもあると思います。ですから、守秘義務の範囲について、安心してしゃべってもらえる範囲を明らかにしないといけないのではないのでしょうか。

マスコミとしても、実際に裁判員裁判に参加した人の感想や意見を報道することにより、裁判員制度の定着に貢献できると思っていますが、これは市民とマスコミとの共同作業であり、この制度を定着させる一つのポイントであると考えています。

A 御意見ありがとうございます。少し話は変わりますが、I委員の勤務先では、社員の方が参加しやすくなるための制度として特別休暇などは整備されているのでしょうか。

I 整備されています。

A G委員が関与されている企業の中には、そういった制度の整備については、なかなか難しいと感じられる企業もあるのでしょうか。

G 具体的に休暇制度を整備しているかということについて確認はしていませんが、そうなったときに具体的に考えていくという状態なのではないでしょうか。

A B委員の会社ではいかがでしょうか。

B 従業員が、できるだけ不安なく参加できるよう、有給の休暇制度を作りました。また、参加した従業員が抜けたところをどうするかということについては、大きい店は大丈夫なのですが、小さい店には応援に行くという態勢を整えました。よって、実際のところ、大きな支障はないのではないかと考えています。

A そのほか御意見はございますでしょうか。

F 裁判員裁判に3日間立ち会って、非常にストレスを感じる場面もあると思うのですが、精神的な面でのアフターケアについてはどうなっていますか。

裁判員の方が、審理中や評議中に気分が悪くなられたような場合には、休憩の時間を十分に取るなどして、裁判員の方が落ち着くまでお休みいただくことになります。

また、判決後に、精神面でのアフターケアが必要となった方に対しては、次のようなサービスが利用可能となります。

まず、電話やEメールで健康相談をすることができます。健康相談は24時間

年中無休でフリーダイヤルとなっており、回数制限もありません。

次に希望又は必要に応じて対面カウンセリングを実施することを考えております。これは一定回数（５回）まで無料で受けることができ、全国４７都道府県で臨床心理士等による対面カウンセリングを受けることが可能となっております。なお、必要な場合は、医療機関を紹介させていただくということも考えているところです。

A 先ほどは、施設を御覧いただきましたが、施設に関して何か御意見はございますか。

D 施設に関しては、現在ある施設の中で、上手く工夫されているのではないかと思います。

A 施設に関して、事務局長から説明することはありますか。

松江の裁判所は古く、今見ていただいた法廷棟は昭和３４年の建物です。このような建物ですが、裁判員制度のような新しい制度に対応するために、様々な工夫をしているところです。

具体例を申しますと、まず、松江の裁判所の法廷は横幅が狭く、法壇を一列に配置できるかという点がありました。裁判員裁判用法廷の法卓は、裁判員と裁判官同士で顔を見合わせるようアーチ形（弓形）になっているわけですが、当庁は、法卓の弓形のカーブを強めにすることで、一列の配置にすることができました。

続いて、法廷と評議室とを結ぶ動線上に、一般の方が通行する廊下と交差する場所があるという問題がありました。この点を解決するために交差する部分にロールカーテンを設け対応しているところです。

このようにこれまでも様々な工夫を行ってきたところですが、裁判員制度が始まるとこれまで想定していなかった問題が起こりうることも考えられます。そのような場合にも裁判所としては、様々な工夫をし、対応していきたいと考えています。

A 裁判員裁判をできるだけわかりやすくするということで、検察官委員と弁護士委員にはプレゼンをしていただきましたが、島根県弁護士会において、裁判員裁判での手法や言葉遣いを含めて、どのような取組をされていますか。

J 弁護士会としては、わかりやすくするための取組は、あまりできていないのが実情ですが、尋問技術の点については、外部講師を招いて研修会を実施しました。

A パワーポイントを用いた説明がいいとか、あるいは紙を渡して説明する方がいいといったような意見もあると思いますが、こういった点については、いかがでしょうか。

J パワーポイントでわかりやすくするという方法もあると思いますが、紙を渡して説明する方法と比較し、検証するというところまではできていないのが現状です。

A 検察庁では、松江独自又は全国的な方針などはありますでしょうか。

K 検察官の主張や立証はわかりやすく迅速で的確なものであるべきであるという大きな方針はありますが、そういった大きな方針を踏まえて、模擬裁判などを通して、パワーポイントによるプレゼンのほか、手元に補助資料を配布するなどといった方法も考えているところです。

以 上

別紙 2

G 地方裁判所委員会の委員になるということで、初めて裁判所に入らせてもらい、新鮮な思いで務めさせていただきました。私個人としては、こういった機会を得られたことを光栄に思っています。

C 委員をさせていただき、貴重な体験をさせていただきました。私は、会社で訴訟を担当しており、そういった意味では、裁判所によく来ている方だと思います。そういった中で、自分なりに思った意見を言わせていただいたと思っています。裁判員制度については、期間の点、プライバシーの点、守秘義務の点、判断をする困難さや不安なことについて意見を言わせていただきました。

今後も、言葉のことも含めて、わかりやすい裁判にするためにも、委員の意見を取り入れていただければと思います。

E 裁判員制度が始まる時期に委員をさせていただき、勉強させていただきました。裁判員制度は、これから始まるわけですが、これからも関心を持って見させていただきたいと思います。

F 委員会に参加させていただき、勉強させてもらいました。教育の現場でも、一般の方を対象とした説明の際に、専門用語を用いていて分かりにくいといった声を耳にしていますが、同じ事は裁判所にも言えるのではないかと思います。裁判所及び司法関係者の間では当たり前言葉でも、一般の方にどこまで分かってもらっているのかという問題があります。今後も、一般の方に言葉を分かってもらえるよう努力していただきたいと思います。

I 裁判員制度が始まる時期に委員をさせていただき、勉強させてもらいました。裁判員制度については、マスコミの一員として、啓発活動について意見を述べさせていただいたわけですが、率直に言って、まだいろいろな問題を抱えていると思います。こういった問題は、制度を動かしていく中で解決していき、そういった試行錯誤の中で改善や工夫を加えていくということでいかなるを得ないと思います。

B 2年間様々なことを教えていただいて感謝しています。

裁判員制度については、法律などを全然知らない人が入って裁判するということは、やはり難しいのではないかという思いはあります。この2年間を振り返ってみると、裁判所や裁判所に関わられる方は、法を守る方だから、頭の固い方が多いだろうと思っていましたが、事前にレクチャーを受けたり、この委員会で出会った方などを見ますと、柔軟性のある方が多いと感じ、安心できるという思いがしました。裁判員制度も走り出して、職員の方と接することによって、きつとうまくいくと感じました。

D この委員会には、女性が少ないと思うので、もう少し多くしていただければと思います。

裁判所には、一生縁がないと思っていましたが、いい機会を与えていただき、勉強をさせていただきました。これから裁判員制度が始まれば、職員の皆様が、裁判員の方を暖かく迎えてあげられることを願っています。私どもは住民と密着した仕事をしていますので、何か広報活動等がありましたら、今後も協力させていただきたいと思います。

以 上